

税の申告準備はお早めに

申告相談期間 2月18日(月)～3月17日(月)

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告・納税の受け付けが行われます。
早めに必要な書類等を準備して、所定の会場で申告を済ませましょう。



申告が必要な人

- ①事業所得（営業等・農業による所得）や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- ②勤務先から「給与支払報告書（源泉徴収票）」が提出されていない給与収入のある人。（年の途中で退職して1カ所で年間30万円以下の給与収入の人など）
- ③給与所得者で給与以外の所得があった人、または2カ所以上から給与を受けた人。
- ④年の途中で退職したり、日給で働いているなどの給与所得者で年末調整が済んでいない人（源泉徴収票をもっていない人）、または医療費控除などを受けようとする人。
- ⑤公的年金等の所得のみでも、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受けようとする人。
- ⑥寡婦（夫）控除、または障害者控除などの適用を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は、申告は不要です。
- ⑦非課税証明書が必要な人。

※給与所得には、パート、アルバイトの所得を含む。

※所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

申告に必要なもの

- ①確定申告書
（税務署から送付されたもの）
- ②印鑑
- ③給与・公的年金等の源泉徴収票
（扶養親族分もご持参ください）
- ④所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの。
- ⑤事業所得（営業等・農業）や不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの。
- ⑥医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書
- ⑦各種領収書または控除証明書《生命保険料、地震保険料、長期損害保険料（平成18年末までに契約締結されたもの）、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄付金など》
- ⑧市県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（市から送付を受けた人で未提出の場合）

注意事項

- ①申告書は、市役所から個人あてには送付していません。申告の用紙は、市役所税務課および各地域局、各地域市民センターに用意しています。
- ②従来の損害保険料控除が改められ、地震保険料控除が創設されたことにより、短期損害保険料と平成19年以降に契約締結した長期損害保険料は控除対象外となりました。
- ③申告をしないと、児童手当、保育園の入園、市営住宅入居の申し込みなどの各種申請に必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。
- ④国民健康保険に加入している人および平成20年4月から後期高齢者医療制度に加入となる75歳以上の人は、申告をしないと国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。収入がなかった人や非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金等）のみの人も申告をしてください。

- ⑤ 住宅借入金等特別控除を初めて受けようとする人、または初めて事業所得の申告をしようとする人は、高梁税務署(向町・TEL 2546)で申告してください。
 - ⑥ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者手帳等の交付を受けていなくても障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、ご持参ください。また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書「おむつ使用確認書」の発行ができる場合があります。(表①参照)
 - ⑦ 申告会場が込み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。
 - ◆ 申告書を作成済みで、提出のみの場合は、市役所税務課および各地域局で随時受け付けます(郵送可)。また、各申告会場でも受け付けており、この場合は相談の順番待ちの必要はありません。
 - ◆ 税務署から申告書を送付された人、および青色申告者は税務署へ直接提出してください。
 - ◆ 農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成し持参してください。
 - ※平成19年4月1日以降に取得した事業用資産にかかる減価償却制度が改正になっていますので、ご注意ください。
 - ◆ 医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、あらかじめ集計しておいてください。また、保険金等で補填された金額があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。なお、領収書(日付が平成19年中のもの)を必ず確認ください。
 - ◆ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類(控除証明書や領収書)の添付が義務付けられていますので、必ず持参してください。
- 問い合わせ 税務課市民税係 (TEL) 0214

表①

「障害者控除対象者認定書」と「おむつ使用確認書」の発行について

「障害者控除対象者認定書」

障害者控除対象者として認定する人は、65歳以上で、引き続き6カ月以上寝たきり状態の人、または平成19年12月31日時点(平成19年中に死亡の場合は、死亡の時点)で介護保険の「要介護1」以上の認定を受けた人のうち「障害者控除対象者の認定基準」に該当する人です。

「おむつ使用確認書」

介護認定を受けていて、おむつ代を医療費控除として申告する場合の証明は、最初の年は医師の証明が必要です。2年目以降の場合は、介護保険の「主治医意見書」により確認し、証明書を発行します。

<交付を受けるには>

交付を受けるには、申請書に必要な事項を記入の上、保険課介護保険係または各地域局住民福祉課へ提出してください。申請書は、保険課介護保険係、各地域局住民福祉課、各地域市民センターにあります。

なお、地域市民センターで申請された場合は、保険課から認定書、確認書または非該当通知書を郵送します。

■ 問い合わせ

保険課介護保険係 (TEL) 0299